資料3

議題３　新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて（豊田市提出）

市名	回答
	(1)占用許可基準の緩和に伴う対応状況
名古屋市	本市も令和２年７月６日よりＨＰに基準を公開し、（７月末）現在、複数の商店街振興組合等から問い合わせを受けております。 貴市の状況として示されている問題点につきましては、本市も同様に課題として認識しております。
豊橋市	本市でも、愛知県建設局長通知（R2.7.1）に基づき、占用許可基準の緩和について取り扱いを定めて、R2.7.2付けホームページにて概要を公表したが、7月末時点で道路占用許可申請の提出は未だありません。
岡崎市	減免の内規を追加してR2.7.2付けで2件許可済み。苦情等は回答日現在入っていません。 歩道がないところでは、利用者や歩行者の安全を確保できないので許可しない方針です。 許可した以外の場所での申請や相談は受けていません。 今後も申請があれば愛知県占用許可基準をもとに審査していきます。
一宮市	一宮市では7/21から占用許可基準の緩和措置をおこなっているが店舗からの問い合わせは少ない。これは豊田市同様、十分な歩道が少なく、駅前周辺に限られることからと思われる。歩行者空間としての最低2m以上の確保は道路管理者として安全上必要と考え柔軟な対応と隔たりがある。また支援に関する意見書を付すにあたり、その判断が難しいことや、商店街に加盟していない個別店舗への対応について懸念される。
瀬戸市	瀬戸市では、国土交通省道路局長通知及び愛知県建設局長通知に基づき、愛知県と同様に対応をする事になっていますが、R2.7.29時点で相談や申請が1件もない状況です。
半田市	本市では、現在のところ、具体的な検討を行っておりません。
春日井市	本市では、現在のところ議題のような取り扱いに関する具体的な相談事例がありませんが、国から提示された占用許可基準に合致する場所が、市道にはほとんどないのは同様です。
豊川市	現在のところ、今回の許可基準での相談・申請はありませんが、占用主体から相談があった場合には、今回の許可基準を適用可能か主体と協議・検討し、申請には主体の宣誓書（文案検討中）も添付していただくことを検討しています。
津島市	津島市道において、国土交通省からの通知のあった条件に適合する箇所はない。
碧南市	該当市道がないため、許可見込みなし。
刈谷市	刈谷市においては、愛知県の占用基準を参考に新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店を支援するための占用許可基準を設け、商工業振興課より各商店街へ周知を行っております。しかし、刈谷駅周辺の道路以外では許可ができる幅の広い歩道を有する道路はほとんどありません。また、原則、占用場所は店舗側ですが、所轄警察署と調整した結果、店舗側に視覚障がい者誘導ブロックがある場合は車道側に十分な余地がある道路に限り、テイクアウト販売のみを許可することとしました。 交通誘導員の配置につきましては、十分に広い歩道を有する道路は少なく、混雑が発生する占用はほとんどないと考えております。万が一、占用実施後に混雑が発生し、通行に支障（苦情等が発生）がある場合は、誘導員の配置を指示する等の措置を取る可能性があります。
豊田市	議題提出市
安城市	本市でも県の基準を準用し、道路占用許可基準を暫定的に緩和しています。本市も許可できる十分に広い歩道が少ないところですが、現在1申請準備を進めている案件があり、今のところ苦情等の問題点はありません。
西尾市	通知の「原則歩道において、沿道店舗側(民地寄り)を基本とし、道路の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼさない場所であること」を満たす場所が市内にはないと考えている。また、地域柄、需要も僅少と予想され、ホームページ等による広報をしていないこともあり、問合や苦情はない。
蒲郡市	市、独自の占用許可基準の緩和についての取扱いの定めはありません。 ※事業者からの制度活用の問合せ等なし
犬山市	当市では、占用許可基準の緩和について特に対応していません。 市道上で、飲食店を支援でき、通行上支障がないような場所がほとんどない。
常滑市	現状基準緩和に関する動きは何もない状態です。 市に対しての問い合わせ等もないです。
江南市	許可できるような広い歩道がありません。
小牧市	規制緩和の取り扱いについては、現在愛知県の許可基準をベースに検討中です。
稲沢市	本市では、占用許可基準の緩和について、許可できる場所がほとんどないため緩和していません。また、緩和の要望等もありません。
新城市	豊田市同様であるが、市道の歩道沿線に飲食店の店舗数が少なく路上での飲食利用の占用申請が無い状況である。
東海市	本市においても占用許可条件の緩和によっても、該当箇所がほとんどないのが現状です。
大府市	本市においても、愛知県同様の方針としていますが、特に問合せは受けていません。 ※特にホームページ等で公表はしておらず、商業・工業系部署に情報展開していますが、個別に商業・工業系部署が問合せや相談を受けたケースは聞いていません。
知多市	本市では、緩和に伴う道路占用が想定される箇所がないため取り扱い等を定めていません。 また、申請や相談の実績はありません。

資料3

議題３　新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて（豊田市提出）

市名	回答
	(1)占用許可基準の緩和に伴う対応状況
知　立　市	沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用可能となる道路が存在しませんので、占用許可基準の緩和は考えていません。
尾張旭市	歩行者及び自転車利用者の安全確保について懸念されるため、許可できる路線がほとんどない。また、申請及び問い合わせ等については一度もない。
高　浜　市	対応状況無し（申請・相談ともに0件） 許可できるほど歩道幅員が広い場所が少ないため、対応は困難と思われる。
岩　倉　市	岩倉市には、申請が出ていません。
豊　明　市	現時点では、特段の定めはありません。
日　進　市	市内にて緩和適用できる場所が想定できないことから、取り扱いを定めていません。 なお、飲食店等から要望も出てきていないため、現時点では緩和取り扱いの設定の予定はありません。
田　原　市	現在、沿道飲食店等の路上利用の事例はありません。
愛　西　市	・十分に幅員が取れる市道（歩道）がない。 ・現状として占用の相談がない。
清　須　市	占用許可基準の緩和について、取扱を定めいていない。なお現在までに、許可申請及び相談は無い。また市内において十分に広い歩道が少ない状況ではある。
北名古屋市	本市では独自に取り扱いを定めてはおりません。愛知県建設局長通知（R2.7.1)の道路占用許可基準に基づいた対応を考えておりますが、実際の運用について、個別店舗として相談はありましたが、現場状況及び占用内容を勘案した結果、道路占用許可には至っておりません。 愛知県建設局長通知（R2.7.1)の道路占用許可基準を本市で運用することは困難であると考えます。
弥　富　市	沿道飲食店等の路上利用できる場所が無いが、問い合わせ等もいただいていません。
みよし市	当市において、飲食店等の路上利用についての申請・要望等は現時点でありませんが、許可については、該当地の交通状況・安全性を勘案し、関係者と協議したうえで判断予定です。
あ　ま　市	占用許可基準の緩和はしていない
長久手市	事例なし。